第三種郵便物認可

いう。）の合計額で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とする。）

b_5　平成５年から平成９年までの各年の４月１日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の交通部門職員数の合計数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

b_6　当該団体が経営する交通事業として地方公営企業決算状況調査によつて報告された平成５年度から平成９年度の各年度における料金収入（法適用企業における「旅客運輸収益」及び「料金収入」の額並びに法非適用企業における「料金収入」の額の合計額をいう。）の合計額を、各年度における費用（法適用企業における「営業費用」及び「営業外費用」の額並びに法非適用企業における「総費用」及び「地方債償還金」の額の合計額をいう。）の合計額で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とする。）

α　平成26年度から平成30年度までの各年度において東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員を除く。）を採用した特定被災地方公共団体である市町村及びその区域が特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第２条第３項に規定する特定被災区域をいう。）内にある特定被災地方公共団体以外の市町村について、当該職員のうち、地方公務員法第17条、第28条の４第１項及び第28条の６第１項並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第３条及び第４条に規定する職員であつて、各年度の４月１日において在職している職員の数として総務大臣が調査した数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅱ

$$B = -0.182 \times c + 19.2$$

算式Ⅱの符号

c　平成30年４月１日現在におけるラスパイレス指数

C　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合に